

周南市地方就職学生支援金 申請に向けたチェックシート

対象経費及び支援金の額

区分		支援金の額
交通費	(1)山口県内で採用試験等が開催された場合	2万円（定額）
	(2)山口県外で採用試験等が開催された場合	交通費の実費の2分の1の額と、2万円のいずれか低い額 （100円未満切捨て）
移転費		移転費の実費と11万円のいずれか低い額 （1,000円未満の端数切捨て）

※企業等から交通費及び移転費の支給（一部支給も含む）を受けている場合は支援対象外となります

支援金の申請にあたっては、申請時において、下記の要件全てを満たすことが必要になります。

①移住元に関する要件

☑	No.	項目
	1	大学又は大学院（以下「大学等」という。）の卒業又は修了年度において、東京圏※ ¹ にある裏面の※2に掲載されている大学等に在学し、当該大学等を卒業又は修了している [★在学中の交通費の申請については、卒業又は修了する見込みである場合も対象となります]
	2	大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内に継続して在住している

②移住先に関する要件

☑	No.	項目
	1	本市に転入している [★在学中の交通費の申請については、山口県内の企業等に就職することが内定している場合も対象（但し、周南市に所在又は周南市から通勤が可能な企業に限る）]
	2	申請時において、大学等を卒業又は修了した日から1年以内かつ就業を開始した日から1年以内である [★在学中の交通費の申請については、申請時において就業を開始する予定日の前1年以内であること]
	3	申請を行った日から5年以上継続して本市に居住する意思を有している [★在学中の交通費の申請については、下記③の要件を満たす企業等に就職し、本市に転入する意思を有していること]

③就職先（内定先）に関する要件

☑	No.	項目
	1	勤務地が山口県内に所在し、本市からの通勤が可能である
	2	大学等を卒業又は修了した日から1年以内に就職している
	3	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を営む者でない
	4	暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等ではない
	5	官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではない
	6	1週間の所定労働時間が20時間以上の無期雇用契約に基づいて就職する見込みである

④その他の要件

☑	No.	項目
	1	申請者が暴力団等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する者でない
	2	日本人であること又は外国人であって永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有している
	3	その他市長が支援金の対象として不適当と認めた者でない

[申請の流れ]

【1】 交付申請（以下の書類を準備し、郵送または持参）《申請〆切:当該年度の2月末》

☑	書類名
	周南市地方就職学生支援金交付申請書（別記様式第1号及び様式第1号別紙）
	写真付き身分証明書のコピー
	（在学中に交通費を申請する場合のみ） ・卒業又は修了学年であることが確認できる在学証明書 ・内定証明書（別記様式第2号の2）
	（大学等を卒業又は修了した後に申請する場合のみ） ・卒業又は修了証明書（卒業又は修了した日から1年以内のもの） ・就業証明書（別記様式第2号）
	交通費・移転費の領収書の写し
	住民票の写しなど移住元の住所が分かる書類
	その他、市長が必要と認める書類

【2】 内容審査 ※申請に不備がなければ「交付決定通知書」を送付します ↓ 交付決定通知書とあわせて、下記の請求書を送付します

【3】 請求書提出

↓ 周南市地方就職学生支援金交付請求書（別記様式第4号）を提出

【4】 支援金振込

請求書に記載いただいた口座に支援金を振り込みます

[支援金の返還]

次のいずれかの要件に該当する場合は、支援金を返還していただきます。

全額返還
・申請内容に虚偽がある場合や居住や就業の実態がないことが明らかになった場合 （在学中に交通費を申請する場合） ・交付申請の日から1年以内に要件を満たす企業等への就業を行わない場合 ・交付申請の日から1年以内に本市へ転入しない場合（既に住民票がある場合を除く）
・要件を満たす企業等への就業開始日から1年を経過する前に退職した場合 （※退職日から3か月以内に表面③の要件を満たす県内の別の企業等に就職する場合を除く）
・交付申請の日、転入日、要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から3年を経過する前に市外へ転出した場合
半額返還
・交付申請の日、転入日、要件を満たす企業等への就業を開始した日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に市外に転出した場合

（こちらもご確認下さい）

※1…東京圏に該当する市区町村



※2…該当する大学等
キャンパス・学部一覧



（お問い合わせ・申請先）

〒745-8655

山口県周南市岐山通1-1

周南市役所 移住交流推進課

TEL : 0834-22-8341

Mail : ijukoryu@city.shunan.lg.jp